

『性犯罪理解への入り口』

2025 年秋セメスター課題 小川ゼミ所属 万福 怜



『性犯罪理解への入り口』

はじめに

現在の日本において、人々は性犯罪に対して十分な理解をできているか？

2021年度から開始された文部科学省による『いのち（命）の安全教育』の推進や2023年に行われた刑法の改正、2026年に施行予定の「子供性暴力防止法」など、日本における性犯罪を取り巻く法律や教育体制は大きく変化し、国を挙げた理解促進の取り組みが進んでいます。そのような転換期の今、本稿ではその「入り口」を提示し、社会における性犯罪の理解促進を試みる。

目次

1. 性犯罪の基本情報
2. 性犯罪理解を取り巻く環境の変遷
3. 性犯罪の特性
4. 参考文献

1. 性犯罪についての基本情報

接触型と非接触型の2種類が存在する

接触型

- 同意のない性交
→「不同意性交等罪」に該当
- わいせつ行為
→「不同意わいせつ罪」に該当
- 痴漢
→「迷惑防止条例」に該当
(都道府県が定める)

非接触型

- 露出
→「公然わいせつ罪」に該当
- 覗き
→「軽犯罪法」に該当
- 盗撮
→「撮影罪」に該当

2. 性犯罪を取り巻く環境の変遷

2017年の法改正

強姦法 ~2017年

被害者想定：女性のみ
行為：性交（膣への挿入）のみ
告訴：被害者が直接告訴をする必要あり（親告罪）
「3年以上の有期懲役」



強制性交等罪 2017年~2023年

被害者想定：男性と女性
行為：性交に加え、肛門性や口腔性交も含む
告訴：被害者からの告訴がなくても検察官が起訴できるように（非親告罪）
「5年以上の有期懲役」

被害者の範囲拡大と精神負担の軽減へと繋がる

監護者性交等罪の新設

親や施設職員など、18歳未満の子供を現に監護（保護・教育）している者が、その影響力を利用して性的な行為を行った場合に処罰できる罪が新設される

2023 年の法改正

強制性交等罪 2017 年～2023 年

被害者想定：男性と女性

行為：性交に加え、肛門性や口腔性交も含む

告訴：被害者からの告訴がなくても検察官が起訴できるように（非親告罪）

「5 年以上の有期懲役」

処罰の根拠：「暴行や脅迫があったか」



不同意性交等罪 2023 年～

処罰の根拠：「同意がない状態での性行為であったか」

『同意』の有無の明確化*

時効の延長：10 年から 15 年に

『同意』の有無が最重要となる

*『同意』の有無の明確化に用いられる基準

被害者の状態・心理の悪用

1. 心身の障害 精神障害や身体障害、知的障害などを抱えている状態
2. アルコール・薬物 飲酒や薬物、催眠薬などの影響で、正常な判断ができない状態
3. 睡眠・意識不明瞭 眠っている、または意識を失っている状態
4. 同意しない意思の形成・表明・全うの余地がない 突然のことでフリーズした、拒否する隙がなかった等
5. 予想外の事態への恐怖・驚愕 予期せぬ場所や状況での行為にパニックになった等
6. 虐待による心理的反応 長期的な虐待により、逆らうことが無意味だと感じている等
7. 地位・影響力による不利益の憂慮 教師と生徒、上司と部下などの関係性を悪用した圧力

2023 年の法改正

撮影罪の新設

2023 年以前は都道府県の迷惑防止条例で対応していた盗撮行為が、国の法律として処罰されるように新設（性的姿態撮影等処罰法）

2026 年 12 月新設法

子ども性暴力防止法（日本版 DBS ）

制度概要：子どもと接する仕事に就こうとする人に過去の性犯罪歴がないかを雇用主が確認できる仕組み（2026 年 2 月 25 日施行予定）

「性犯罪者を子どもに近づけない」という予防としての法律

* DBS：イギリスの制度 犯罪経歴の証明や、子ども・障がい者などの「不当な扱いを受けやすい人（Vulnerable groups）」と接するのに適さない人物を排除するための公的機関、およびその制度のことを指す

3. 性犯罪の特性

暗数が多い

被害者の心理的要因（PTSD や被害者神話・環境的要因（被害者と加害者の関係性）や、被害者が気づいていないなど、さまざまな要因から罪として顕在していない犯罪数が非常に多い。
*

被害者の PTSD

性犯罪の被害者となってしまった方は、PTSD(心的外傷後ストレス障害)になる確率が他の犯罪に比べ、非常に高い。

NHK の調査（NHK（日本放送協会）「性暴力を考える」（現在はサイト閉鎖）によると、50% 以上が PTSD らしき症状を発症。

レイプ神話（強姦神話）

伝統的な性役割、個人間の暴力の容認、性的暴行の特質に対する誤解など、さまざまな文化的ステレオタイプに由来する。

レイプ神話の普及は、性被害者に対する非難の主因となっている。

4. 今後の研究

これまでの研究では、体系的に”性犯罪”への理解促進を促すため、これまでの性犯罪に対する法律の改正の変遷をまとめた。

今後はより性犯罪の被害者に寄り添うために、性被害者への理解促進を促すための研究や、性被害者などのサバイバーを支えるサポーターに視点を移し研究を進めていきたい。特に、SNSなどのデジタルメディアが被害者やサポーターのコミュニケーションにどのような影響を与え、社会的な理解をいかに形成しているかという視点から分析を深めていく。

さらに、研究の結果から、性被害者などのサバイバーと彼らを支えるサポーターへの理解を促すメディアを作成し、配信することで、本研究自体が彼らへの社会的な理解形成を促したいと考える。

5. 参考文献

齊藤章佳. 『性暴力の加害者となった君よ、すぐに許されると思うなかれ』. KADOKAWA, 2020.

齊藤章佳. 『性加害犯罪者の頭の中』. 朝日新聞出版, 2017.

小林美佳. 『性被害に遭うということ』. 朝日新聞出版, 2014.

内閣府男女共同参画局. 「男女間における暴力に関する調査」. https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/index.html

NHK (日本放送協会) 「性暴力を考える」(現在はサイト閉鎖)

